

2021年11月 11日

北海道知事
鈴木 直道 様

原発問題全道連絡会
常任理事会

核ごみ持ち込み拒否等に関する申し入れ

ご精励に敬意を表します。

核のごみの文献調査応募問題を最大の争点に行われた寿都町長選挙は、現職の片岡春雄氏が6選を果たしました。

片岡氏は選挙戦を通じて、一貫して「核ごみ問題は争点ではない」「核ごみの交付金を活用し、人口減対策や産業振興に取り組むかどうかだ」と訴えていました。しかし「核のごみの文献調査応募撤回」「町民が主人公の町づくり」を公約に掲げた候補が大健闘した町長選の結果について、片岡町長自身「町政運営は信任を得たが、(文献)調査が信任を得たとは思っていない」「調査の進展を望む町民は少数派だと感じた」と報じるなど、核ごみ調査について確固たる信任を得たとは言えないものです。

それはまた、町長選挙と同時に行われた町議補欠選挙は、両陣営の新人候補の一騎打ちとなったが、文献調査撤回を訴えた候補が勝利した結果にも表れています。

今重要なことは、町長選挙の結果に示された核ごみの文献調査をめぐる広がっている民意の深刻な分断を放置せず、住民合意によるまちづくりの原則に立ち返るべきだと考えます。

また、北海道にはいわゆる核抜き道条例があり、貴職は昨年来、相次いで寿都町長と神恵内村長と面談し、この条例の遵守と慎重対応を要請しました。まさに核のごみ問題は、食と農、観光が基幹産業の北海道全体の問題であり、北海道のどこにも核ごみを持ち込ませないことが求められていると考えます。すでに寿都町や神恵内村の周辺自治体をはじめ、全道各地の自治体や地方議会で、核ごみ持ち込み拒否条例の制定や同趣旨の議会決議や意見書採択などが相次いでいます。また、地方議会の質疑の中で、核抜き道条例遵守の立場から、持ち込みはしないとの態度を表明している首長も少なくありません。

貴職におかれては、今回の寿都町長選挙の結果を踏まえて、改めて寿都町と神恵内村に文献調査の応募・受諾の撤回を求めるとともに、全道のすべての自治体に「核抜き道条例」の遵守を繰り返し要請し、全道一丸となって北海道に核のゴミを持ち込ませない合意形成に尽力すべきではありませんか。

同時に今重要なことは、寿都町と神恵内村の文献調査に伴う国からの交付金の配分をめぐる、その事務の一部を、広域自治体として道が担うという問題について、道と同様交付金の配分を拒否している周辺自治体などから、道が配分事務の一部を担うことに異論が出ていると聞きます。その事務は返上すべきではありませんか。

以上を踏まえ、貴職に、道民の生命と身体、財産、福祉の増進に責務を有する広域自治体の首長として、以下のことを申し入れます。

記

1、文献調査をめぐっての町民の民意の分断があまりにも大きいことを深く受け止め、地方自治の原則である団体自治と住民自治の両立をはかる見地及び道条例遵守の見地から、改めて寿都町と神恵内村に核のごみの文献調査を白紙に戻すよう国と寿都町、神恵内村に求めること。

2、過疎化や地域の衰退に苦しむ自治体に、多額の交付金を餌に文献調査に応募・受諾させる国のやり方は、まさに札束で頬をたたき公金詐取を煽るような行政手法としてあまりにも異常かつ不当であり、直ちに中止するよう国に求めること。

3、進行中の寿都町と神恵内村の文献調査実施に伴う国からの交付金の配分事務について、広域自治体とは言え、「特定放射性廃棄物は受け入れがたい」とする道条例を有し、道自身交付金を受け取らない態度であることも踏まえ、交付金配分事務を返上すること。

4、食と農、観光が基幹産業の北海道に、核のごみの持ち込みを道内の全市町村のどこにも認めない立場を鮮明にし、「私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、こうした状況の下では、特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対応すべきであり、受け入れがたい事を宣言する」道条例（2000年10月）遵守を道内全自治体に繰り返し要請し全道的合意形成に尽力すること。

5、核のごみの深地層処分方針は、使用済み核燃料の全量再処理が前提だが、六ヶ所再処理工場は完工の見通しが立たないまま、すでに着工から28年も経過し施設の老朽化が指摘されるなど、事実上破たん同然です。これ以上核のゴミを増やさないことが何より重要です。泊原発については、国と北電に即時廃炉を求めること。

上記5項目について速やかに文書回答をしていただくよう申し入れます。

以上

【 連絡先：原発問題全道連絡会
住所：060-0909 札幌市東区北9条東1丁目2-22
道労連内 Tel：011-777-1060 fax：011-777-1061
e-mail：genpaturen@gmail.com 】